

「相模原市AED使用可能施設登録制度」

登録施設向け講習会の実施について

消防局では、いざという時に、いち早くAEDを使用することができる環境を整備するため、平成22年8月1日から「相模原市AED使用可能施設登録制度」を開始し、現在、254の民間施設等にご協力いただき、326台のAEDを登録しています。

この度、本制度の更なる推進を目的に、登録施設の従業員等を対象とした講習会を、次のとおり開催します。

- 1 日時
平成27年9月9日（水） 午後2時から午後4時まで
- 2 場所
相模原市消防局 消防指令センター 4階講堂（中央区中央2-2-15）
- 3 対象者
「相模原市AED使用可能施設登録制度」登録施設の従業員等
- 4 講習会内容
(1) 講義（午後2時～午後2時40分）
登録制度の概要説明、AEDのメンテナンス方法、AEDを借用に来た場合の対応方法や119番の通報方法などの講義
(2) 実技（午後2時40分～午後4時）
119番の通報方法やAEDの使用方法を含めた心肺蘇生法などの実技
- 5 その他
一般の方を対象とした講習会ではありません。取材をご希望される方は、講習会前日までにお問い合わせ先へご連絡ください。



問い合わせ先
消防局救急課
042-751-9142